

酒々井町農業委員会 12月総会会議録

平成30年12月5日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時から午後5時7分まで

- 局長 それでは定刻になりましたので、会長お願いいたします。
- 会長 皆さん、こんにちは。この間のふるさとまつりはお疲れ様でした。この時期は農地のあっせん依頼が多いですが、遊休農地を減らすため農地中間管理機構を通して集積を進めていきたいと思っております。必要があれば、農地中間管理機構の担当者が説明しに来たいということですので、そのときはよろしく申し上げます。それでは、ただいまから平成30年12月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告1件、その他4件ですので、よろしく申し上げます。
- 局長 それでは議事に移りたいと思っておりますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番石橋義弘委員、6番京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明願います。
- 局長 第1号議案 農用地利用集積計画について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、酒々井在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会理事長になります。設定場所は、酒々井の農地5筆、地目は田、面積は合計で3,510㎡です。利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農地中間管理事業を利用した農地の貸借で、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きで、次の第2号議案で農用地利用配分計画（案）が示されており、意見をいただくことになっております。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井推進委員でよろ

しいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 農地の賃貸借になっていますが、貸す側は使用貸借でもどちらでも良いということで、農地中間管理機構を利用することになりました。今後も農地中間管理機構の利用を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県の実認可を得て貸し付けます。貸付者は、第1号議案で農地中間管理権を得た公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、酒々井在住者です。設定場所は、第1号議案で説明させていただきました酒々井の農地5筆で、地目は田、面積は合計で3,510 m²、利用計画は田です。賃借料は、52,650円で10aあたり15,000円、設定期間は、10年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 特にありません。

議 長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、意見聴取に移りたいと思います。事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

<意見聴取>

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画（案）につきましては、農業委員会として意見なしとして回答することに決定します。

議 長 次に、第3号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第3号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1について説明させていただきます。これは、本年4月総会で譲渡人からあっせん依頼のあった農地で、その後のあっせんによる結果、申請されたものです。資料の5ページをご覧ください。譲受人は、印西市在住者、譲渡人は、酒々井町酒々井在住者です。申請地は、印旛沼新田の農地7筆で、地目は田、面積は合計で19,969㎡です。申請理由ですが、譲受人は営農規模の拡大、譲渡人は農業経営を縮小したいとのこと。作付作目は、米で、権利の種類等は、売買による所有権移転です。譲受人は印西市在住ということで、印西市農業委員会から農業経営状況証明書が発行されており、田、34,077㎡、畑、4,270㎡を適正に耕作されていることを確認しております。なお、

後程、専決処理報告でも説明させていただきますが、平成 29 年 4 月 1 日から 6 年間、成田市に住所を有する法人と利用権の設定をしておりましたが、平成 30 年 11 月 8 日付けで合意解約し、今回の譲受人に売り渡すものです。位置につきましては、6 ページから 9 ページの位置図、公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 今回の申請地については、昨年 4 月に成田の法人と 6 年間利用権の設定を行っていました。成田の法人の方は、譲渡人の親戚にあたる方で、通作距離は遠いですが耕作してもらっていました。今回、譲渡人が手放したいということで、この法人に買ってもらえないか依頼したそうですが、買うことはできないとのことで、誰か買ってくれる方がいれば、その時点で利用権の設定を解除するというので、今年の 3 月にあっせん依頼があり、4 月の総会で依頼していた農地になります。その後、町内からの買い手は見つからず、今回、印西市在住の譲受人から農業経営を拡大したい旨の話がありましたので、あっせんしたものです。譲受人は、印西市で 4 h a 弱の田を耕作しており、自宅が今回の申請地からも 6 キロ程と近く、営農への支障は特に無いものと思われまます。以上です。

議 長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第 3 号議案農地法第 3 条許可申請の整理番号 1 について、許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、第 3 号議案 農地法第 3 条許可申請の整理番号 1 につきましては、許可することに決定します。

議 長 続きまして、第 3 号議案 農地法第 3 条許可申請についての整理番号 2 を議題としますが、譲受人が〇〇委員になりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者）により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、

質疑が終わりましたら退室願います。それでは、事務局の説明をお願いします。

局長 第3号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人は、〇〇委員、譲渡人は、千葉市在住者です。申請地は、上岩橋の農地7筆で、地目は田、面積は合計で3,223㎡です。申請理由ですが、譲受人は、農業経営の規模拡大、譲渡人は相続財産を管理しており、今回の申請地を売却したいとのことです。譲受人の経営面積は、田と畑で50a以上の面積要件を満たしております。作付作目は、米及び椎茸で、権利の種類等は、所有権移転です。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、11ページから14ページの位置図、公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、〇〇委員から補足説明がありましたらお願いします。

〇〇農業委員 譲渡人は相続財産管理人で弁護士をやっている方ですが、他の方が別の物件で話をしていたところに偶然同席していて、こういう田んぼがあるので買わないかという話がありました。私は近くで田んぼを耕作していて、隣の農地が荒れ地で嫌だなと思っていましたので、今回買うことにしました。

議長 〇〇農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議長 〇〇〇というところはどこですか。

〇〇農業委員 〇〇〇〇〇の坂の下です。

飯田農業委員 1反歩いくら位で買ったのですか。

〇〇農業委員 〇〇万円弱です。

議長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。〇〇委員におかれましては退席願います。

<〇〇委員退室>

議 長 それでは、第3号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について、許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2につきましては、許可することに決定します。

議 長 ○○委員には中に入れてもらって下さい。

<○○委員入室>

議 長 次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第4号議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。この許可申請は、後のその他の(1)地目変更登記に係る照会に対する回答についてで詳細を説明させていただきますが、農業事務所と協議した結果、地目変更は認めず農地回答し、農地転用許可申請するよう指導したものです。譲受人は、千葉市に住所を有する法人、譲渡人は、馬橋在住者です。申請地は、馬橋の農地の一部で、地目は田、面積は1,676㎡の内90.71㎡です。申請理由は工事用車両通路で、権利の種類等は使用貸借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。16ページ、17ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後に着工、平成31年3月31日完了予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、町残土条例の事前協議書が提出されており、協議が整い次第、本申請予定となっております。別の用紙で酒々井町馬橋4筆における土砂等の埋め立て計画に関する協議状況ということで配布させていただいておりますが、本来ですと、本申請と同時進行で農地転用許可申請書を提出して頂くところですが、農地法の提出期限があったので、先行してこういった書面が添付されております。その中では、青道、赤道の境界を確定する旨記載されております。申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地については、工事用道路として使用する範囲については地権者の承諾を得ており、埋め立て範囲については事業主の自己所有地です。計画面積の妥当性については、必

要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、工事中に土砂の崩落や流出が無いよう仮設水路を設けるとともに、部外者の進入が無いよう現場管理者を常駐させるため、特に問題はないものと考えます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 現地を確認しましたが、鉄板が敷いてあって、途中まで奥で埋め立てるための通路になっています。作業員が大勢いたため奥まで行けませんでした。道のようになっていました。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

局 長 補足説明ですが、既に残土を搬入しているのですが、県道から1期目、2期目と町の残土条例を受けて現在2期目をやっているところですが、今回の申請地を通してその先の山林を土砂で埋めるという3期目を行うために農地転用を申請するということです。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 先程現地を確認して頂いたと思いますが、そちらで土砂の埋め立てを計画しています。埋立地に入るためにどうしても農地部分を進入路として利用したいのですが、農地転用をするようにとの指導が酒々井町からありましたので、その指導に従い今回の一時転用の手続きに至ったということです。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田農業委員 町残土条例の事前協議書が提出されています。事前協議が整い次第、本申請を行う予定とのことですが、協議の内容と進捗状況を教えてもらえたらと思います。

申請代理人 現在、埋め立て事業に関する書類を取りまとめている段階ですが、農地転用の手続きと併せて赤道、青道の査定を求められています。それについては、測量しながら仮杭を入れていますが、今後まちづくり課に境界の立会いを申請して境界の確定を行います。それが整い次第、埋立事業は正式に申請となります。

飯田農業委員 赤道と青道について、町の担当者と協議していますか。

申請代理人 はい。境界の立会いの手続き、具体的には町長あてに書類を作って、担当課と隣接地権者で現場立ち会いを行い、境界はここで間違いないという内容の境界確定協議書に捺印を頂いて、町の方から間違いありませんという書類を頂く予定となっております。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請の採決についてですが、質問でもありましたとおり現在、他法令の協議について見通しが立っていない状況ですが、本日の採決はいかがいたしましょうか。

<保留にした方がよいとの声、多数あり>

議長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請につきましては、採決保留とすることに決定し、審議は翌月以降に再度行うことといたします。

議長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第18条第6項の規定による通知について、報告をお願いします。

局長 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。これは、期間満了前に賃貸借を解約したときは、農業委員会に通知しなければならないという規定に基づくものです。賃貸人は、第3号議案の整理番号1で説明させていただきました酒々井在住者、賃借人は、成田市に住所を有する法人です。届出地は、第3号議案の整理番号1と同様に印旛沼新田の農地7筆、地目は田、面積は合計で19,969㎡です。備考ですが、本貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成29年4月1日告示、平成35年3月31日までの6年間でしたが、賃貸人から賃借人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議長 次に、その他の(1)地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局より説明をお願いします。

局長 地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明させていただきます。資料の22ページをご覧ください。第4号議案で説明させていただきましたが、地目変更登記に係る照会のあった土地は、馬橋の農地で、登記地目は田、面積は1,676㎡、土地所有者は馬橋在住者です。許可等の有無についてですが、平成12年7月21日付け千葉県農地指令第7号の85で農地法第5条・農地造成の許可があり、事業は完了しております。本土地において新たに事業等を行う際は、農地に復元したため、農地転用の許可申請をするようにとの指導が県農業事務所からあったものですが、今回地目変更登記申請が行われたものです。平成30年10月15日事務局で現地調査したところ、雑草等が生い茂っていましたが、雑種地や原野等までには至ってありませんでした。会長、地区担当委員と協議し、現況や過去の経

緯等から、現況地目を「農地」として回答したものです。位置につきましては、23 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次にその他の(2)平成30年9月21日受付農地法第5条許可申請(墨・車両展示場)について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 平成30年9月21日受付農地法第5条許可申請(墨・車両置場)について、説明させていただきます。この申請は、平成30年9月21日付けで申請されたもので、既に県の許可がおりていますが、概要を改めて説明させていただきます。譲受人は、酒々井町に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請場所は、墨の農地2筆、地目は畑、面積は合計で3,413㎡です。用途は、車両展示場です。本案件は、平成30年10月2日開催の農業委員会総会で許可相当になりましたが、30aを超える農地の転用であるため、10月16日に県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行ったところ、10月17日付け千農会議第25号-7で許可相当との回答を得ました。この回答書を受けて、10月17日付で県に進達しましたので、ご報告させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 他にないようですので、次に、その他の(3)平成30年度農業委員会視察研修会について、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、視察の日程についてはいかががいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、日程は2月13日・14日に決定し、視察・宿泊先等は幹事さんに一任することにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 次にその他の（4）について事務局から何かありましたらお願いします。

<太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドラインの制定について>

<農地のあっせん依頼について>

<ふるさとまつりアンケート集計結果について>

<活動記録ノート上半期分の提出について>

<農業委員・推進委員手帳、活動記録セットの配布>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。